

第56回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和3年2月8日(月) 午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所：	大会議室(松本市役所本庁舎別棟3階)
出席委員：	三好規正会長(信州大学経法学部教授) 吉村幸代委員(松本市議会議員)、川久保文良委員(松本市議会議員) 上條美智子委員(松本市議会議員)、犬飼信雄委員(松本市議会議員) 犬飼明美委員(松本市議会議員)、柿澤潔委員(松本市議会議員) 山越哲委員(松本警察署長)【代理出席：蓑部孝志 松本警察署交通第二課長】 坂田浩一委員(長野県松本建設事務所長) 大江裕幸委員(信州大学経法学部准教授) 清水聡子委員(松本大学総合経営学部教授) 田中悦郎委員(松本市農業委員会会長代理) 赤廣三郎委員(松本商工会議所専務理事) 忠地秀起委員(松本商工会議所建設部会長) 本間恵子委員(松本商工会議所女性会会長) 小笠原み江委員(長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員)
欠席委員：	上原三知委員(信州大学農学部准教授) 横内一郎委員(松本ハイランド農業協同組合代表理事副組合長) 富山有希委員(松本薬剤師会理事)

(桐沢明雄都市政策課長)

定刻になりましたので、これから第56回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対策としまして、本日は、適宜換気を行うとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、委員19名のうち上原三知委員、横内一郎委員、富山有希委員、以上の3名が都合により欠席されております。

また、山越哲委員の代理として、松本警察署交通第二課長の蓑部孝志様がお出席されております。

したがいまして、本日出席の委員は16名となり、松本市都市計画審議会条例における、委員の1/2以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、事務局長である上條建設部長より一言御挨拶を申し上げます。

(上條裕久建設部長)

皆様、こんにちは。ただいま紹介いただきました、建設部長の上條裕久でございます。

本日は、お忙しい中、都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本来であれば、臥雲市長が出席し、皆様に御挨拶申し上げるところでございますが、他の公務により出席が叶いませんので、私から御挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の関係もありますが、総務省の発表で、2020年の人口移動報告がありました。この中では、東京都が約3万1千人の転入超過でありまして、前年より約5万人減っているという結果でした。

また、7月から12月までの期間で見ますと、東京都が転出超過となっており、人口が減っているという結果でした。この結果をどう捉えるかということが重要であります。テレワーク等の普及によって会社に出社しなくとも仕事ができ、会社の近くに住居を構える必要がなくなるといったことが要因として考えられます。

その反面、長野県においては転入超過という逆の結果であり、都市政策としても、この流れがどの程度全国に広がるかを捉え、転入者の受入や住まい方について考えるべき時代になっていると感じております。

さて、本日の都市計画審議会は、議案としまして、都市計画道路の変更及びそれに伴う用途地域の変更について審議をお願いするものです。

また、現在、長野県と協議を進めております、区域区分の定期見直しについて進捗状況をご報告いたします。

委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場で、ご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、次第、議案書、事務処理の概要、委員名簿です。また、本日の追加資料として、議案説明用スライド別冊資料をお手元にお配りしていますので、ご確認ください。

お手元の資料に不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

本日も審議いただき議案は2件、報告事項が1件ございます。2件の議案につきましては、都市計画道路の見直しに伴う道路計画の変更とそれに伴う用途地域の変更であることから、一括して内容をご説明、ご審議いただきたいと思います。

このあとの会の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により会長が務めることになっておりますので、三好会長、議案審議をお願いいたします。

(三好規正会長)

それでは、ただ今から第56回松本市都市計画審議会を開催します。

松本市都市計画審議会条例第5条第1項により、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本日出席委員の中から予め指名しますのでよろしくお願いたします。

本日の審議会の議事録署名人は、柿澤潔委員と本間恵子委員にお願いたします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第55回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いたします。

(岡田健課長補佐)

都市政策課都市計画担当係長の岡田健と申します。私から事務処理の概要についてご報告いたします。

お手元の事務処理の概要をご覧ください。

令和2年12月25日に開催いたしました、第55回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第106号松本都市計画地区計画の変更について（倭工業団地地区）についての内容は、松本市梓川倭の倭工業団地地区地区計画において、既存区域の北西約0.3haの区域を新たに地区計画区域に加えることで、個別の開発を未然に防ぐとともに、工業用地の飽和を解消し、地域に合った合理的な土地利用を図り、既存工業団地の操業環境の維持・保全を図ることを目的として、地区計画を変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和2年12月25日、第55回松本市都市計画審議会において可決され、令和2年12月28日松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、令和3年1月13日松本市告示第2号により告示・縦覧を行いました。

報告は以上になります。

（三好規正会長）

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

特にご質問等が無いようですので、議案審議を始めます。本日付託されました案件は2件、報告事項が1件あります。

それでは、議案第107号松本都市計画道路の変更について、議案第108号松本都市計画用途地域の変更について一括して審議を行います。

事務局に伺います。議案第107号及び第108号の傍聴者はございますか。

（岡田健課長補佐）

傍聴者はありません。

（三好規正会長）

それでは、議案第107号及び第108号の説明を担当課よりお願いします。

（山崎祥幸技師）

議案第107号松本都市計画道路の変更について、議案第108号松本都市計画用途地域の変更について、一括してご説明します。

私は、都市政策課都市計画担当の山崎祥幸と申します。着座にて失礼します。

資料は、事前にお送りした議案書を使い、補足として、本日お配りした別冊資料を使用します。

まず、議案書の2ページをご覧ください。

本件は、都市計画法の規定に基づき、都市計画道路の変更のため、決定権者である長野県知事から照会がありましたので、その回答についてお諮りするものです。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

松本都市計画道路の見直し計画の概要です。前回の審議会での取り組み状況をご報告したとおり、市内の都市計画道路の多くが昭和36年の決定であり、決定当時と社会情勢が変化し

ていること等から、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画における区間別評価結果を基に、変更方針が確定した路線から、関係機関協議、地元調整のうえ段階的な見直しを行っています。

資料右側の図面において、黒い線が都市計画道路を示し、その内、青い部分がすでに廃止、または今回廃止に向けた手続きを進めている路線、緑の部分が道路線形等の変更や廃止について方向性を検討している路線、赤い部分が現在事業中の路線を示しています。

本件は、資料の右上、第2段階として浅間温泉周辺の都市計画道路を変更するものです。

次に、戻りますが、議案書の7ページをご覧ください。

今回の変更箇所を示す総括図です。変更案の内容は、赤い線で旗揚げした部分、3・5・6号出川浅間線の北側約360mと3・6・8号末広線の全線を廃止するものです。

出川浅間線は、起点を出川2丁目、終点を浅間温泉3丁目とし、計画延長が7,360m、計画幅員が12m、2車線の都市計画道路です。

本路線の内、今回廃止部分より南の区間は、市街地東部における外環状線の一部として、南北の交通を受け持つ路線として位置付けられ、一級河川薄川から北に約400mの区間を事業中です。

また、末広線は、起点及び終点を浅間温泉3丁目とし、計画延長が200m、計画幅員が8mの都市計画道路です。

続いて、議案書の8ページをご覧ください。

変更箇所周辺を拡大した計画図です。今回の廃止部分が黄色、計画の存続部分となる既決定区間を薄赤色で示しています。

出川浅間線は、本郷支所から東に約300m、湯けむり公園の交差点から北側を廃止し、出川浅間線との交差点を始点とする末広線の全線を廃止するものです。

なお、出川浅間線は北側の一部が一般県道浅間温泉三才山線、末広線は全線が一般県道浅間川添線の道路上の計画であり、道路の管理者が長野県であるため、今回の都市計画決定権者は長野県知事となります。

また、今回の廃止は、都市計画道路の計画を廃止するものであり、現在の道路が使えなくなるものではありません。

次に議案書の9ページをご覧ください。

変更の新旧対照表です。赤字部分が今回の変更箇所です。

出川浅間線の一部を廃止することにより、計画延長が約7,000mになり、末広線を全線廃止することで、出川浅間線の幹線街路との平面交差が12カ所となります。

ここから、変更箇所周辺の都市計画道路の整備状況についてご説明します。

本日も配りした別冊資料を使って内容をご説明します。最初に別冊資料の2ページをご覧ください。

今回の変更箇所及び主な施設との位置関係を示しています。

本地区の都市計画道路は、松本駅方面から本郷支所の南を通り、湯けむり公園に至る3・4・5号埋橋浅間線が主要な役割を担い、本路線以外は現状未整備の状況です。

計画案は先ほどの説明のとおり、資料の黄色部分を廃止するものです。

別冊資料の3ページをご覧ください。今回変更箇所周辺の周りにおける、都市計画道路の変遷です。

資料の左側、昭和7年に松本都市計画街路網一般図を作成し、旧本郷村における路面電車の駅を中心とした街路網が計画され、その後、資料の右側、昭和36年に街路網の一部が出川浅間線及び末広線として当初決定されました。昭和7年に鉄道敷きであった部分は、現在は都市計画道路埋橋浅間線として道路が整備され、浅間温泉駅のあった場所には、憩いの場として湯けむり公園が整備されています。

こちらが、平成23年に策定した松本市総合都市交通計画都市計画道路の見直しの抜粋です。

市域全体の都市計画道路の内、当時、事業未着手の路線を対象に、各区間の必要性や実現性、代替道路の有無などによって分類しています。

スライド右側の図がその評価結果であり、赤線が存続候補、緑線が変更候補、青線が廃止候補です。

都市計画道路の見直しの原案となる都市計画道路網は、この評価結果に基づいて作成しており、本日ご審議いただく路線は、いずれも廃止候補としたものです。

廃止候補とした理由は、今回変更の2路線共に、先に幹線道路や都市施設等が存在しないことから、幹線道路のネットワークが形成されず、都市の拠点を結ぶ位置付けや広域的な道路機能等、将来的な都市の基盤としての必要性が低いからです。

また、末広線については、計画幅員が8mであり、現道である一般県道浅間川添線の幅員が概ね同程度あることから、現道が代替性を有していると考えられます。

なお、当該路線の廃止にあたり、将来的な交通量に支障がないことや、長野県、松本市の上位関連計画との整合が取れていること等を確認しています。

こちらが都市計画の策定の経緯の概要です。

令和2年1月21日に地元町会を対象に変更案の説明会を行いました。

冒頭にご説明しましたとおり、令和2年12月24日に長野県知事から市に照会がありました。

また、令和3年1月8日から22日まで実施した計画案の縦覧において、1件意見書の提出がありました。

今後、長野県に対し、計画案について回答し、長野県都市計画審議会に諮られたうえで都市計画の決定告示が行われる予定です。

案の縦覧において提出された意見書の要旨及び考え方についてご説明します。

意見の要旨としては、出川浅間線について、変更案では湯けむり公園から北へ約360mの区間を廃止するものですが、その内、南側約200mの区間の計画の存続を求めています。

理由として、周辺地区において、狭い生活道路を通過する交通が多いこと、土砂災害警戒区域等に指定され、緊急車両の円滑な進入のため、幹線道路整備が必要なこととされています。

意見に対する考え方としましては、先ほどご説明した変更理由により、意見に基づく修正は行わないこととします。

なお、都市計画道路は地区の生活道路とはその性質が異なり、本件は、都市の骨格的な道路網としての必要性が低いことから計画を廃止するものですが、生活環境や安全性の向上のための道路改良は、都市計画道路以外の道路整備としても実施が可能です。

現に、変更箇所周辺において、地元町会からの要望に基づき、歩行者の安全確保や通過交通の円滑な処理を目的とした市道改良を行っています。

以上のことから、今回の都市計画の案について、長野県に対し変更案に異存ないことを回答するものです。

以上で議案第107号の説明を終わります。

続いて、議案第108号松本都市計画用途地域の変更についてご説明します。

本件は、先ほどご説明した都市計画道路出川浅間線の廃止に伴い、用途地域を変更するものであり、変更箇所は、同じく、本郷地区浅間温泉です。

別冊資料の8ページをご覧ください。

こちらが用途地域の変更内容を示す新旧対照図です。

現行の用途地域として、赤い部分が温泉旅館街を中心とする商業地域、緑色の部分が住居系である第1種中高層住居専用地域、黄色い部分が第1種住居地域にそれぞれ指定されています。

今回の変更は、赤、及び黒く縁取った部分であり、左側の旧の図において都市計画道路出川浅間線の中心を境として定めている用途地域について、都市計画道路の廃止によって基準が失われることから、右側の新の図のように道路等の地形地物に合わせた用途地域の境に変更するものです。

変更箇所の北から、番号1-1は商業地域を第1種中高層住居専用地域に、番号1-2は第1種中高層住居専用地域を商業地域に、番号1-3は商業地域を第1種住居地域に、それぞれ隣接する用途地域に合わせた変更を行います。

なお、今回の用途地域変更に伴う既存不適格物件はありません。

次に9ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要です。都市計画道路の変更と合わせて地元説明会を実施しました。

令和2年10月に実施した素案の閲覧、令和3年1月に実施した計画案の縦覧において意見書の提出はありませんでした。

また、用途地域の変更については、松本市が決定する都市計画であり、変更案の内容について令和3年1月25日に長野県協議を行い、2月2日に依存がない旨の回答がありました。今後、長野県の都市計画道路の変更に合わせて、用途地域の変更告示を行う予定です。

最後に、今回変更箇所の状況を写真でご覧いただきます。

別冊資料の10ページは出川浅間線の廃止部分を南から望む写真です。右側には湯けむり公園があります。

11ページは、同じく出川浅間線の廃止部分を北から望む写真です。

12ページは、末広線の現況です。先ほどのとおり、現道である一般県道浅間川添線の幅員が末広線の計画幅員と概ね同程度あります。

以上で議案第108号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

(三好規正会長)

ただいま議案第107号及び第108号についての説明がありました。  
ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(大江裕幸委員)

公安委員会への意見聴取における意見の趣旨と対応方針について詳しい解説をしていただけないでしょうか。

(山崎祥幸技師)

議案書の15ページをご覧ください。今回の都市計画道路の変更にあたり、公安委員会に意見聴取を行い、意見の要旨と対応方針を資料にまとめています。意見の要旨は、南北の都市計画道路である出川浅間線と東西の都市計画道路末広線の交差点について、今回、末広線の廃止に合わせて隅切り部分が無くなるため、出川浅間線の将来的な整備にあたり、別途、都市計画道路として隅切りを設置されたいというものでした。

対応方針としては、将来的な道路整備の際に、交差点の視距の確保や安全施設等の設置を含めて一体的な設計を行い、協議することとしています。そのため、本件については、計画案のとおり廃止することの了承をいただいています。

(大江裕幸委員)

確認ですが、公安委員会からの意見では、都市計画道路として設置されたいと記載がありますが、都市計画道路ではなく、通常の道路整備の枠組みで隅切りを設置するというのでしょうか。

(山崎祥幸技師)

交差点付近の道路設計にあたっては、付加車線を取るため、道路幅を変更する場合があります、それらを踏まえて都市計画道路として決定するかどうかは、事業手法によるところであるため、事業実施の際に検討を行います。

(三好規正会長)

他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

それでは、議案ごと挙手により採決を行います。まず、議案第107号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員一致と認め、議案第107号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第108号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員一致と認め、議案第108号は原案のとおり可決しました。

続いて、報告事項第7回区域区分定期見直しについてです。事務局に伺います、報告事項の傍聴者はいますか。

(岡田健課長補佐)

傍聴者はありません。

(三好規正会長)

それでは、報告事項第7回区域区分定期見直しについての説明を担当課よりお願いします。

(内木昭太技師)

報告事項第7回区域区分の見直しについて説明します。

私は、都市政策課都市計画担当の内木昭太と申します。着座にて説明します。

本日お配りした報告資料をご覧ください。

1、趣旨のとおり、長野県が決定する第7回区域区分定期見直しに関わるフレーム算定や市街化編入案の検討状況について、報告します。

2、主な経過をご覧ください。第7回区域区分定期見直しについては、検討を開始以降、第53回、54回の都市計画審議会において、その時点での検討状況を報告してまいりました。今回は人口・工業フレームと市街化区域に編入する地区について、国と県との協議が概ね整ってきましたので、報告を行います。

3、報告内容をご覧ください。見直しに関わる人口・工業フレームの案、市街化区域編入案について説明します。

資料1ページ目、もしくは正面のスライドをご覧ください。第53回、54回の都市計画審議会でも説明しましたが、委員も変わっておりますので、改めて概要を説明します。

A区域区分の見直しには、定期見直しと随時見直しがあります。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しており、今回は第7回目の定期見直しとなります。

定期見直しは、概ね5年毎の都市計画基礎調査結果を踏まえ、今後10年間の将来人口フレームを算定し、これを区域区分の計画書に位置付け農林漁業等と調整をするものです。

イ見直しの方針として、長野県は3点ポイントを示しています。住宅地の市街化区域の拡大については必要最小限とし、産業用地については需要に適切に対応できる規模の区域を市街化区域へ編入する方針です。

最後に、既に市街化した土地についても、あわせて市街化区域への編入を検討する方針です。

この人口・工業フレームの算定は、平成27年に行われた国勢調査を基準とし、10年後である令和7年を目標年次とした将来の推計を行うものです。

資料2ページをご覧ください。人口フレーム、工業フレームの算定手順についてご説明します。

住宅地としての市街化区域の拡大需要の推計、いわゆる人口フレームの算定は、令和7年時点の松本市の将来人口をもとに、その将来人口から都市計画区域外人口と市街化調整区域人口を差し引いて、のとおり令和7年時点の市街化区域内の人口を決定します。

この市街化区域内の将来人口と、既存市街化区域内の収容可能人口を比較して、で増加分がある場合は、市街化区域の拡大が可能と判断されます。

次に、工業フレームの算定についてご説明します。



算定の手順は、人口フレームと概ね同じであり、製造品出荷額の推移をもとに、令和7年時点の製造品出荷額を推計し、で増加分がある場合は拡大可能と判断します。

資料3ページをご覧ください。先ほどの算定手順に基づき人口フレーム、工業フレームを算定した結果です。

松本都市計画区域ですが、人口フレームは1,500人、面積算定すると約2.8haとなります。また、工業フレームは1,268億円、面積算定すると約13.6haとなり、いずれも拡大が可能となっています。

人口フレームを活用した市街化区域の拡大ですが、今回3箇所を予定しております。うち2箇所は既に市街地を形成している場所であり、1,000人の人口フレームを使用します。残り1箇所は、現行の松本市都市計画マスタープランにおいて計画的に市街地への整備・誘導を図る区域として位置付けられた場所であり、500人の人口フレームの範囲で市街化区域を拡大するものです。

なお、工業系市街化区域の拡大については、現時点で特定の区域を確定しておらず、今回対象となる箇所はありません。

資料4ページをご覧ください。今回市街化区域に編入する3箇所を図に示しています。いずれも住居系の土地利用で、島内東方と和田西原・波田が既に市街地を形成している既成市街地、上村井地区は、今後民間開発が予定されている場所となります。

資料5ページをご覧ください。はじめに、既成市街地として市街化編入する候補地案を説明します。1箇所目は、JR大糸線島内駅から約600mの範囲に位置する島内出張所周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。

赤い点線で囲んだ範囲のうち、西側の黄色着色した範囲は、第44回都市計画審議会で審議、可決され、平成27年6月25日に決定・告示した東方地区計画区域です。

また、赤い点線で囲んだ範囲の南側の黄色着色した範囲は、市街化区域の第1種住居地域に指定されており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を予定しています。

東方地区計画区域は、平成23年まで民間の製造工場として利用されていましたが、都市計画法の許可を受けた民間事業者により宅地造成され、現時点で計画された86区画の宅地分譲は概ね完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する島内出張所や保育園などの一帯を市街化区域に編入する予定です。また、用途地域は南側に隣接する用途と同様に第1種住居地域の指定を予定しています。

資料6ページをご覧ください。2箇所目の既成市街地として市街化編入する候補地案を説明します。

アルピコ交通上高地線三溝駅の南側に位置する和田西原住宅団地周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。

赤い点線で囲んだ範囲のうち、南側の黄色着色した範囲は、第19回都市計画審議会で審議、可決され、平成18年3月27日に決定・告示した和田西原地区計画区域となります。

また、赤い点線で囲んだ範囲の北側は波田地区の一部であり、その西側の緑色着色した市街化区域の第1種低層住居専用地域に接しており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を予定しています。

和田西原地区計画区域は、ほ場整備事業にあわせて県住宅供給公社が住宅地分譲事業と公共公益施設の整備を行ってきました。

平成18年度の分譲開始から約12年かけて平成30年に全313区画の宅地分譲が完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する既存住宅地を含む一帯を市街化区域に編入する予定です。

また、用途地域ですが、隣接する用途と同様に第1種低層住居専用地域とし、地区計画区域内の主要幹線道路沿線は日常生活に必要な店舗を維持・誘導するため、第2種低層住居専用地域に指定することを予定しています。

資料7ページをご覧ください。最後に、保留人口フレームにより市街化編入する候補地案を説明します。

対象地は、JR篠ノ井線村井駅の東側約600m、まつもと医療センターの南側周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。

赤い点線で囲んだ範囲の東側は、一級河川田川に接しその東側は市街化調整区域となっていますが、まつもと医療センターが立地する北側及び国道19号が通る西側は松本都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定され、南側は塩尻都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定されており、3方向を市街化区域に囲まれています。

現行の松本市都市計画マスタープランでは、市内で唯一緑農住宅ゾーンとして指定し、既存市街地に連坦する都市的利便性の高い地区として、将来住宅需要の受け皿と位置付けています。

また、平成29年に策定し、平成31年に一部改定した松本市立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域に隣接し、将来にわたって人口を維持・誘導すべき居住誘導区域の要件を満たしております。

当該地については、地元が主体となって民間開発が検討され、今回、関係機関の協議と地権者との調整が整い、計画的な事業実施の見通しが確実となったことから、計画フレームを用いて市街化編入を予定しています。

用途地域は、周辺の用途地域と同様に第1種住居地域とし、あわせて良好な住宅地として整備・誘導を図るための地区計画を併せて決定する予定です。

最後に、今後の進め方について説明します。長野県は第7回区域区分定期見直しと松本都市計画区域マスタープランの見直しと進めています。これは区域マスタープランにおいて、区域区分の決定の有無や区域区分を定める際の方針を決定することから、同時並行で見直しが進められており、今後は、資料にお示ししている手続きを行い、令和4年1月の決定告示を目指して検討が進められていきます。

また、前回の審議会で報告した松本市都市計画マスタープランの見直しについても、これらの上位計画・関連計画との整合を図りつつ、計画改定の検討を進め、適宜審議会へ報告してまいります。

以上で、報告事項 第7回区域区分定期見直しについての説明を終わります。

(三好規正会長)

ただ今、報告事項 第7回区域区分定期見直しについて説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

特に意見等が無いようですので、質疑を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申いたします。

審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにいたします。議事録署名人に指名したお二人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。

以上で第56回松本市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

慎重なご審議ありがとうございました。今年度開催の都市計画審議会は今回が最後となります。次回は、令和3年7月頃の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、開催通知をお送りいたします。

以上をもちまして、審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。